

平成 30 年 7 月 4 日
日臨技認定センター

認定心電検査技師制度の認定資格更新条件について

平成 30 年度より認定心電検査技師制度において実技試験を導入することの詳細は JAMTmagazine2018.1 月号でお知らせいたしました。その際、既に本認定資格を取得しており更新を迎える方については、平成 30 年度から開催される認定育成研修会の前日または翌日に開催される実技講習会を更新期間の 5 年以内に受講としましたが、その後の審議において新たに講習会を設けるのではなく、過年に開催していた資格更新研修会に実技講習に相当する講習を加えた認定心電検査技師資格更新研修会を受講して頂くことで実技講習済とすることになりました。

このことを踏まえて受講いただきますようお願いいたします。

認定心電技師更新についてのよくある質問

①実技講習に当てはまる講習会はどの講習会ですか？

(回答)

実技講習済みとなるものは、本年8月25・26日開催の日臨技主催の資格更新研修会のみとなります。今後5年間、資格更新研修会（実技講習相当）の開催を予定しております。

②育成研修会や認定センター承認研修会は該当しないのでしょうか？

(回答)

該当しません。認定センターが行う育成研修会、各地域の臨床検査技師会が行なう研修会（認定センター承認済み）は、単位加算のみとなります。

③今年度更新となりますが、既に資格更新研修会のある日程は、業務の都合上、参加することが出来ません。その場合は失効となるのでしょうか？

(回答)

「事情により更新できない場合は、更新延免願（申請書1，4）を提出ください」
延免内容を認定センター（審議会、認定制度協議会）で審議し、認められた場合1年猶予されます。

④今年度更新対象者ですが、実技講習に相当する講習(資格更新研修会)は今年度受講しなければならないのでしょうか？今後5年間開催とありますが、その間に受講すればよいのでしょうか？

(回答)

資格更新の条件として、資格更新研修会（実技講習相当）受講が必須となります。本年度より実技試験が導入されます。今後予定している資格更新研修会を受講していただくことで実技試験受験者と同条件とします。本年度更新予定の方は、必ず受講していただけますようお願いいたします。